

金沢市の重症心身障害児・者 移動支援事業について

【ガイドライン】

金沢市障害福祉課

※このガイドラインは「金沢市障害福祉サービス等の支給決定に関する基準」第12の規定に基づき策定するものです。

1. 事業の目的・内容

屋外での移動等に支援が必要な重症心身障害のある人（児童を含む。以下同じ。）が外出する際に必要となる支援を行うことによって、重症心身障害のある人の社会参加の拡大並びに保護者及び家族の負担軽減を図る。

2. 事業の対象者

- ① 重症心身障害のある人※¹
- ② 遷延性意識障害のある人※²
- ③ 筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する人

備考

※1 重症心身障害のある人とは

- ①手帳により重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複していることが確認できる人
具体的には、次の要件を満たしている人
ア 身体障害者手帳が1級又は2級であって、両上下肢機能が「著しい機能障害」以上である
イ 療育手帳がA判定である
- ②上記①の要件のうち、イには該当しないが、医師の診断書により「最重度精神遅滞」であることが確認できる人
- ③児童相談所より重症心身障害の判定を受けている人
(下図に掲げる大島分類1～4に該当する心身の状態が目安となります。)

大島分類

					【知能(IQ)】
					80
					70 境界
					50 軽度
					35 中度
					20 重度
					最重度
【運動機能】	走れる	歩ける	歩行障害	座れる	寝たきり
	21	22	23	24	25
	20	13	14	15	16
	19	12	7	8	9
	18	11	6	3	4
	17	10	5	2	1

※2 遷延性意識障害のある人とは

次に掲げる状態のうち、5つ以上の状態に該当する人

- ①自力での移動が不可能であること
- ②意味のある発語を欠くこと
- ③意思疎通を欠くこと
- ④視覚による認識を欠くこと
- ⑤原始的な咀嚼、嚥下等が可能であっても、自力での食事摂取が不可能であること
- ⑥排泄失禁状態であること

3. 実施方法

重症心身障害児・者移動支援を必要とする重症心身障害のある人（児童の場合は、保護者）からの申請に基づき、市はその必要性等を勘案したうえでサービスの利用決定を行います。

利用者は利用決定量※の範囲内で本市に登録された事業者と契約を行い、当該事業者が支援を行います。

※ 重症心身障害児・者移動支援事業の利用決定量について

1ヶ月の利用決定量については、『21時間』が基本となります。
ただし、利用状況や生活環境に応じて、1ヶ月に最大で『30時間』まで利用決定量を増やすことが可能です。

◆支援の内容

支援の内容は、「社会生活上必要不可欠な外出」、「余暇活動等社会参加のための外出」、「医療機関及びこれに準ずるものへの定期的な通院」又は「障害福祉サービス事業所等への通所」を行う際の外出支援全般です。

◆支援の範囲

支援の範囲は、外出目的の達成に係る出発地から到着地（目的地）までの移動の間、目的地における移動等が対象となります。

◆対象となる外出

この制度で対象となる外出の種類は、次のとおりです。

- (1) 社会生活上必要不可欠な外出
 - ① 公的な機関（官公署や金融機関）における諸手続き等
 - ② 今後の生活において必要な手続きであり、目的達成後に継続性のないもの
学校や施設の見学及び利用の手続き、入学手続き、会社の説明会等
 - ③ 買物等
買物（衣料品、雑貨その他の物品）、各種団体の行事や会合等
 - ④ 冠婚葬祭への出席、病院へのお見舞い等
- (2) 余暇活動等社会参加のための外出
 - ① 自己啓発や教養を高めるもの
講演会、展覧会や文化教養講座等の趣味的なものを含め、自分自身の教養を高めたり、見聞を広げることを目的とするもの
 - ② 体力増強や気分転換を図るもの
散歩など運動することで、健康の維持や気分転換を図るもの
 - ③ 生活の内容・質の向上を図るもの
レクリエーション、映画鑑賞、観劇、コンサート等
- (3) 医療機関及びこれに準ずるものへの定期的な通院
- (4) 障害福祉サービス事業所等への通所

◆特別の事情があると認められる場合の通学支援の適用

次の特別の事情があると認められる家庭については、学校等への通学に重症心身障害児・者移動支援事業をご利用いただけます。

- ・ ひとり親家庭又は保護者等が単身赴任をしているとき
- ・ 保護者が属する世帯に複数の障害者等が属しているとき
- ・ 保護者が妊娠中又は出産後8週間を経過する日が属する月の末日までの期間内にあるとき
- ・ 保護者が疾病にかかり、又は負傷しているとき
- ・ 保護者が同居の親族を介護しているとき

◆対象とならない外出

- ・ 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出

通学支援の適用を希望する場合は、特別の事情があることに関する利用者（保護者）の日常生活の状況や必要な外出の頻度等を個別支援計画書に位置付け提出してください。

◆対象となる医療措置

この制度で対象となる喀痰吸引等の医療処置の範囲は、次のとおりです。

- ① たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
- ② 経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）

※ なお、実際に介護職員等が実施できる行為は、受講研修内容に応じ、上記行為の全部又は一部です。

◆移動支援事業の種類

利用者の安全確保のため、マンツーマンによる**個別支援**を基本とします。

重症心身障害のある人の状態により、利用者1人につき2人の看護職員等の介助が必要な場合は、個別に「2人介助可」として利用決定を行います。2人介助が必要と思われる場合は、障害福祉課までご相談ください。

◆移動の方法等

移動の方法は、徒歩又は公共交通機関（バス・電車・タクシー等）を利用できます。

ただし、公共交通機関等の利用料金は、本人分及び事業者分とも別途実費負担が必要となります。（重症心身障害児・者移動支援事業としては支給されません。）

なお、公共交通料金の費用負担割合等については、利用者と事業者間の契約に基づきます。

事業所が所有する車両を利用して移動支援事業を提供する場合、ヘルパーがその車両を運転している時間帯については、重症心身障害のある人を介護することができないので、この時間帯は移動支援事業として算定できません。ただし、運転手以外にヘルパーがその車両に同乗して重症心身障害のある人を介護する場合には、この限りではありません。

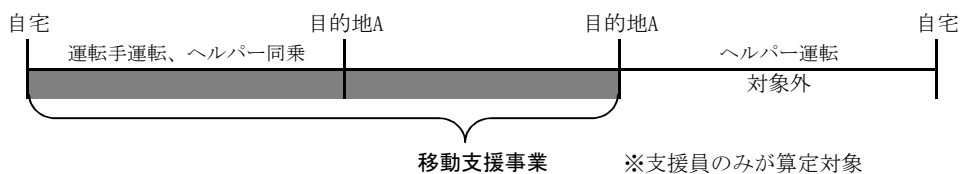
備考

重症心身障害児・者移動支援事業の算定ができる範囲

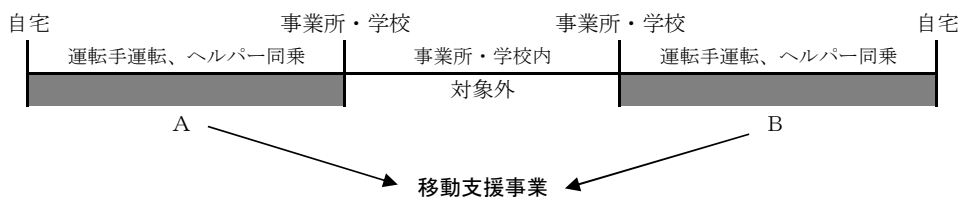
○ 目的地までの移動に公共交通機関（バス・電車・タクシー等）を利用する場合



○ 目的地までの移動に支援員のほかに運転手を確保して、事業所の車両を利用する場合



○ 障害福祉サービス事業所等への通所や学校等への通学（特別の事情がある家庭に限る。）に移動支援事業を利用する場合



留意事項

上記AとBの算定時間は、通算して報酬算定されます。

例えば、Aで1時間、Bで1時間であれば、「1時間×2回」ではなく、「2時間×1回」として算定されることとなります。

ただし、2回の支援の間隔が概ね2時間以上空いていれば、それぞれ通常単価で算定されます。例であれば、「1時間×2回」となります。

4. 重症心身障害児・者移動支援事業を実施できる事業者の要件の概要

(1) 事業者（所）に関する要件

① 損害保険への加入について

利用者の万一の事故等に係る損害に対応できるよう、「賠償責任保険」へ加入していること。

⇒ 保険証書などその内容の分かる書面の写し等を、事業所登録の際に障害福祉課（以下、「当課」という。）まで提出していただきます。

② 緊急時個別対応の事前準備について

利用者の万一の事故の際を想定した緊急時の対応について、利用者（保護者）や送迎先の施設と十分協議のうえ、「個別支援計画書（たんの吸引等の実施内容を含む。）」にて整理していること。

⇒ 当該計画書の写しは、事前に当課まで必ず提出してください。

③ 事業者資格について

次のいずれかに該当すること

ア 指定障害福祉サービス事業所等であること。

指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設、指定放課後等デイサービス事業所、指定児童発達支援事業所、指定障害児入所施設、指定訪問介護事業所

イ 「訪問看護事業所」として指定を受けていること。

⇒ 登録証（登録番号等が確認できるもの。）又は指定通知書等（指定番号等が確認できるもの。）の写しを、事前に当課まで必ず提出してください。

④ 上記③アの都道府県の事業者登録基準に則って実施しなければならない事項について

【医療関係者との連携に関する事項】

- ① たんの吸引の提供について、文書による医師の指示を受けていること。
- ② 一般のヘルパーと看護職員等との連携体制の確保及び適切な役割分担
- ③ 利用者個々の状態に応じた、たんの吸引等の内容を記載した「計画書」の作成
- ④ たんの吸引等の実施状況を記載した「報告書」の作成と医師への提出
- ⑤ これらの業務の手順等を記載した「業務方法書」の作成 等

【安全確保措置など】

- ① 医療機関関係者を含む委員会設置や研修実施などの安全確保のための体制の確保
- ② 必要な備品等の確保、衛生管理等の感染症予防の措置
- ③ たんの吸引等の「計画書」の内容についての利用者本人やご家族への説明と同意
- ④ 業務上知り得た秘密の保持 等

(2) 従事者に関する要件

医師の指示や看護師等との連携の下で、次の資格要件及び所属要件をいずれも満たす方が、この事業に従事できます。

① 資格要件

次のいずれかに該当する者であること。

- ・ 看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）
- ・ 介護福祉士
- ・ 介護職員等（ホームヘルパー等の介護職員、特別支援学校教員、保育士等）のうち、一定の研修を受けて「認定特定行為業務従業者認定証」の交付を受けている者（※介護職員等が実施できる医療行為の範囲は、受講研修内容に応じて異なります。P4. ◆対象となる医療措置 参照）

⇒ 移動支援に従事する職員の「資格証」や「認定証」の写しを、事前に当課まで必ず提出してください。

② 所属要件

都道府県から「登録特定行為事業者」として登録を受けている指定居宅介護事業所等の従業者であること。

(3) 事業者登録に関して

上記4（1）（2）を満たす指定障害福祉サービス事業所等ごとに、本市へ事業者登録申請を行っていただきます。

なお、事業者登録に際しては、運営規程や契約書等の最低限必要となる書類の事前整備も必要となります。

5. 報酬単価等

(1) 時間数に応じた単価

単位 (円)

	通常単価						増単価
	0.5時間まで	0.5時間を超え 1時間まで	1時間を超え 1.5時間まで	1.5時間を超え 2時間まで	2時間を超え 2.5時間まで	2.5時間を超え 3時間まで	以降30分毎
時間単価	2,606	4,112	5,975	6,810	7,675	8,520	844円ずつ加算
<ul style="list-style-type: none"> ・ 3時間までは「通常単価」、3時間を超える部分については「増単価」が適用されます。 ・ 午前8時～午後6時以外の時間帯については、上記単価の「1.25倍」とします。 ・ 計画は原則、30分を最小単位としています。20分以上の利用実績があった場合に算定できます。20分以上49分以下の利用の場合の算定時間は「30分」、50分以上1時間19分以下の利用の場合の算定時間は「1時間」となります。 							
(例① : 利用実績 1時間10分 → 算定時間 1時間 → 4,112円 例② : 利用実績 1時間20分 → 算定時間 1時間30分 → 5,975円)							

(2) 日額単価

喀痰吸引等支援報酬 1日につき1,018円を(1)に加算

端数処理について

利用者負担額や移動介護支援給付費の算定の際は、1円未満の端数は「切捨て」とします。

6. 利用者負担等

世帯の負担能力(収入状況など)に応じ、以下のとおり1ヶ月の負担上限月額が設定されます。(負担上限月額に達するまでは、報酬単価の1割が利用者負担額となります。)

区分	世帯の収入状況 ^{※1}	負担上限月額	
生活保護	生活保護受給世帯	0円	
低所得	市民税非課税世帯	0円	
一般1(者)	市民税課税世帯で所得割が16万円未満	9,300円	利用者が18歳以上
一般1(児)	市民税課税世帯で所得割が28万円未満	4,600円	利用者が18歳未満
一般2	市民税課税世帯で上記以外の方	18,600円	

ただし、「一般1」又は「一般2」の方でも、重度の障害者手帳^{※2}を所持されている人は、利用料金が免除され、無料となります。

備考

※1 世帯の範囲 者 (18歳以上) : 障害のある人とその配偶者
 児童 (18歳未満) : 保護者の属する住民基本台帳の世帯

※2 重度の障害者手帳

身体障害者手帳1級又は2級
 療育手帳A判定
 精神障害者保健福祉手帳1級 } いずれかの手帳をお持ちの障害のある人

7. 重症心身障害児・者移動支援事業Q&A

Q1：通年かつ長期にわたる外出に利用できますか？

A：移動支援事業と同じく利用できませんが、重症心身障害児・者移動支援事業では障害福祉サービス事業所等への通所や医療機関等への定期的な通院については対象となる外出として利用を認めています。また、学校等への通学については、特別の事情があると認められる家庭については利用が可能です。

Q2：障害福祉サービス事業所等への通所にかかる送迎加算と重症心身障害児・者移動支援事業の適用関係について

A：障害福祉サービス事業所等への通所にかかる送迎加算と重症心身障害児・者移動支援事業の併給はできませんが、どちらを利用するかは選択が可能です。

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市役所 福祉健康局 障害福祉課 自立支援係
電話 (076)220-2291 FAX (076)232-0294
メール syoufuku@city.kanazawa.lg.jp